

## 東郷町の特徴

東郷町は名古屋市と豊田市の間に位置する住宅のまちです。周辺には愛知池を始めとした良好な自然を有する一方、町の中央部には、大型商業施設やバスターミナルがあり、都市機能を集約することで、より暮らしやすく便利なまちを目指しています。

また、企業誘致を進めている工業系の新市街地候補ゾーンは東名三好インターに近接し、各地へのアクセスも良好です。企業立地を支援する優遇制度も充実しています。東郷町で新たなものづくりを始めませんか。

### ■東郷町企業立地促進条例奨励金

指定した地域に工場等を新増設した場合、土地、建物、償却資産の固定資産税並びに都市計画税相当額の助成等をいたします。

#### <対象経費>

#### (1)工場等新設促進奨励金

新設した工場等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付

#### (2)工場等増設促進奨励金

増設した工場等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額の50～100%を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付

#### (3)償却資産取得奨励金

新設又は増設した工場等において、取得した償却資産の固定資産税相当額を奨励金として課税の翌年度に交付

#### (4)雇用促進奨励金

1人15万円（上限150万円）を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付

#### (5)敷地提供奨励金

譲渡した敷地の譲渡所得に係る町民税の1/2以内の額を奨励金として課税の翌年度に交付

<詳細は下記HPをご覧ください>



### ■東郷町内企業再投資促進補助金

20年以上東郷町内に立地する工場を有する事業者で、工場の新増設を行う事業者に補助金を交付いたします。

#### <対象経費>

#### (1)中小企業者

固定資産取得費用（土地を除く）の10%以内（限度額4億円）

#### (2)中小企業者（みなし大企業）

固定資産取得費用（土地を除く）の8%以内（限度額4億円）

#### (3)中堅企業者

固定資産取得費用（土地を除く）の5%以内（限度額2億円）

#### (4)中堅企業者（みなし大企業）

固定資産取得費用（土地を除く）の4%以内（限度額2億円）

#### (5)大企業

固定資産取得費用（土地を除く）の4%以内（限度額2億円）

※ほかに交付要件（投資規模、雇用等）があります。

※愛知県新あいち創造産業立地補助金との共同補助になります。

<詳細は下記HPをご覧ください>



都市計画マスタープラン図

### ■工場立地法の緑地・環境施設面積率の基準の緩和

東郷町における地域準則を制定し、東郷町の工業地域・準工業地域・市街化調整区域に立地する特定工場に対する緑地・環境施設面積率の基準を緩和しています。

緑地・環境施設面積率  
= 20%以上・25%以上  
→ 5%以上・10%以上

※緑地面積のうち重複緑地等は1/2以内

<詳細は下記HPをご覧ください>



### ■東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例奨励金

（令和13年3月31日まで）

二酸化炭素の排出削減と技術革新を支援するため、カーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業者に対し、奨励金を交付します。

※令和13年3月31日までに奨励措置適用事業者の指定を受けることが必要です。

#### <対象経費>

(1)カーボンニュートラルに係る償却資産取得奨励金

償却資産取得費の1/2（上限2,000万円）を交付

※中小企業は上限1,000万円

※町内への本社移転を伴う場合は、500万円を加算

※本社が町内にある場合は、町外の工場へ設備投資も対象（上限100万円）

(2)カーボンニュートラルに係る設備等新設（増設）促進奨励金

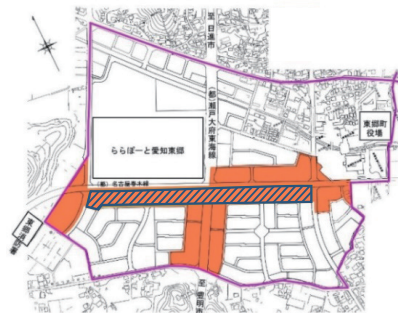
取得した償却資産の固定資産税相当額を奨励金として、課税の翌年度から最大10年間交付

※技術先端型業種や集積業種の判定を受けて立地した工場等は、再判定を受ける必要がある場合があります。

<詳細は下記HPをご覧ください>



### ■東郷町商業施設等立地促進条例奨励金（令和8年3月31日まで）



商業施設の立地を促進する区域  
宿泊施設の立地を建築可能とし、促進する区域  
医療施設の立地を促進する区域

都市拠点のにぎわいを創出するため、対象エリアに商業施設、医療施設、宿泊施設を立地する事業者に対し、奨励金を交付します。

※令和8年3月31日までに奨励措置適用事業者の指定を受けることが必要です。

#### <対象経費>

#### (1)商業施設等新設促進奨励金

新設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付

#### (2)商業施設等増設促進奨励金

増設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額の50～100%を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付

#### (3)償却資産取得奨励金

新設又は増設した商業施設等において、取得した償却資産の固定資産税相当額を奨励金として課税の翌年度に交付

#### (4)雇用促進奨励金

1人15万円（上限150万円）を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付

<詳細は下記HPをご覧ください>

